

業務指示書

タイ国バンコク都気候変動マスタープラン2013-2023実施能力強化プロジェクト

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等(以下「コンサルタント」という。)に実施を委託する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントは、この業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2017年8月9日 12時 まで

問合せ先：調達部 契約第一課 榎田 容子 Makita.Yoko.2@jica.go.jp

質問に対する回答：2017年8月14日 までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 競争上の条件

1 競争参加資格要件

(1) 以下のいずれかに該当する者は、JICA契約事務取扱細則(平成15年細則(調)第8号)第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人(補強を含む。)となることも認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更正法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない法人をいいます。

2) 「独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程」(平成24年規程(総)第25号)第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」(平成20年規程(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取り扱います。

① 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。

② 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)の翌日以降から、契約相手確定日(契約交渉順位決定日)までに措置が開始される場合、競争から排除する。

③ 契約相手確定日(契約交渉順位決定日)の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。

④ 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) JICA契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。共同企業体の構成員についても、以下の資格要件を求めます。

1) 全省庁統一資格

平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は機構の「簡易審査」を受けていること。

「競争参加者資格審査」の詳細については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)を参照のこと。

2) 日本登記法人

取引の安全性を確保するため、競争参加資格要件として、日本国における登記法人であることを求めています。しかしながら、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第8号及び9号に基づき実施される業務であって、かつ、登記法人であることを求めることにより競争が著しく制限される等の可能性がある場合、これを求めない場合があります。

（各項目の（ ）に○を付したものが、今回の指示内容です。）

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人（以下「本邦登記法人」という。）であること。

法人格を有すること（本邦登記法人であることを求めない。ただし、本邦登記法人でない場合には、契約交渉に際し、本邦外における登記簿写しの提出を求めることがあります）。

3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR (Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・調査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。

（各項目の（ ）に○を付したものが、今回の指示内容です。）

以下の者については、競争への参加を認めません。

2 共同企業体の結成の可否

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

（各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

認めません。

認めます。

認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

者までの共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付してください。

注3) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

3 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。なお、業務主任者については、補強の配置を制限する場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 業務主任者(総括)については補強を認めません。

() 業務主任者(総括)については補強を認めます。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 業務管理グループ(第5の3参照)では、制度の主旨から補強を認めていないため、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者(副総括)の配置が認められません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては、同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

4 外国籍人材の活用

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 外国籍人材の活用を認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの

・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

(1) 類似業務の経験

(2) 業務実施上のバックアップ体制等

(3) その他参考となる情報

注) 類似業務：気候変動緩和・適応に関する業務

2 業務の実施方針等

(1) 業務実施の基本方針等

(2) 業務実施の方法

(3) 作業計画

(4) 要員計画

(5) 業務従事者毎の分担業務内容

- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、30ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、又は遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定します。なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認します。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

（各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（ ）業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

（○）業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

業務管理グループを認める案件については、業務主任者の格付が1号の案件を除いては、若手加点の対象となります。具体的には、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点を加点します。（「第9 プロポーザルの評価」参照）本案件の取扱いについては、以下のとおり。

（○）若手加点の対象とする。

（ ）若手加点の対象としない。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括／気候変動対策）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：気候変動対策に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：タイ 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 気候変動適応策】

- 1) 類似業務の経験：気候変動適応策に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：タイ 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者2】

業務従事者は想定していません。

第6 競争参加資格要件の確認及びプロポーザルの提出手続き

1 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)に示す資格確認手続きを行った上で通知される「整理番号」をプロポーザルに記載して頂くことにより、確認します。
その他の資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し、確認します。

2 プロポーザルの提出期限、提出場所等

- (1) 提出期限：2017年8月18日 12時
- (2) 提出方法：郵送又は持参（郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限りま。）
- (3) 提出先・場所：
 - ・郵送の場合
〒102-8012
東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル
独立行政法人国際協力機構 調達部
 - ・持参の場合
二番町センタービル1階調達部受付（調達カウンター）
- (4) 提出書類：プロポーザル 正1部 写4部
見積書 正1部 写1部（次項第7参照）
注）郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。

3 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名・押印がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) 競争参加資格要件を満たさない者がプロポーザルを提出したとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 虚偽の内容が記載されているとき
- (7) 前各号に掲げるほか、本業務指示書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出してください。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

() 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成してください。

() 航空運賃については、安全対策上等の必要性に基づき、ZONE-PEX運賃（エコノミークラス）又は正規割引運賃（ビジネスクラス）ではなく、認められるクラスの普通運賃を上限として見積もることを認めます。

なお、見積のうち下記については、別見積としてください。

- (1) 旅費（航空賃）
- (2) 旅費（その他：戦争特約保険料）
- (3) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- (4) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- (5) その他（以下に記載の経費）

5. (14)に係る経費

6. 【成果2に係る活動】 (3)に係る経費

6. 【成果3に係る活動】 (5)に係る経費

機材費

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(THB1 = 3.3069 円 , US\$1 = 112.185 円 , EUR1 = 127.43 円)

第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

() プレゼンテーションは実施しません。

(○) プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

() 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(○) 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。

なお、業務主任者又は副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者又は副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期： 8月29日(火) 14:00 ~ 16:00

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所：JICA本部（麹町） 206会議室

(3) 実施方法：

1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。

2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、

機材の設置に係る時間は、上記1)の「プレゼンテーション10分」に含まれます。

(以下、各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

() 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

(○) 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その際、a) 電話会議による出席を最優先としてください。

実施日時は上記(1)で指定された日時です。

a) 電話会議

通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

b) Web会議システム (<http://jica.webex.com/>)

インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。

注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。

c) テレビ会議システム

ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。プロポーザル提出時に、接続先等（接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号）を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。

注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

プロポーザル評価表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括／気候変動対策
気候変動適応策

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

15.01 M/M

技術評価の点が70点未満の評価となった場合は、失格となります。

なお、評価の確定に際しては、技術評価で70点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されますので、ご注意ください。

(1) 若手育成加点

業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く。）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、一律3点の加点（若手育成加点）を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。（年齢は当該年度（公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。）4月1日時点での満年齢とします。）若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

(2) 価格点

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を加味して交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。価格点の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料4「価格点の算出方法」を参照ください。

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2017年9月8日(金)までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。基準点に達しないものについては、「基準下」とのみ記載する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点*

⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ

第10 その他

1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル(正)及び見積書(正)は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザルの作成にあたっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」:

当機構ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達 >コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」
(URL：http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程」
(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達」
(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）
次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くこととなります。

8 資金協力本体事業等への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理（調達管理を含む。）コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

（以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（ ）本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取り扱われます。

1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文（E/N）に規定される日本法人であることを条件とします。

本件業務の競争に参加する者は、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式5（日本法人確認調書）をプロポーザルに添付して提出してください。

ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。

2. 本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

（ ）本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び材の調達から排除されます。

（ ）本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以 上

プロポーザル評価表

タイ国バンコク都気候変動マスタープラン2013-2023実施能力強化プロジェクト

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	14.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	4.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/ 業務管理グループの評価	(40.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括/気候変動対策	(32.00)	(13.00)
ア) 類似業務の経験	12.00	5.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	4.00	1.00
ウ) 語学力	6.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	6.00	3.00
オ) その他学位、資格等	4.00	2.00
②副業務主任者	(-)	(13.00)
カ) 類似業務の経験	-	5.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	1.00
ク) 語学力	-	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	3.00
コ) その他学位、資格等	-	2.00
③体制、プレゼンテーション	(8.00)	(14.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション	8.00	8.00
シ) 業務管理体制	-	6.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 気候変動適応策	(20.00)	
ア) 類似業務の経験	10.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	4.00	
エ) その他学位、資格等	4.00	
(3) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

業務指示書

【第2 業務の目的・内容に関する事項】

1. プロジェクトの背景

タイのバンコク首都圏庁 (Bangkok Metropolitan Administration、以下、「BMA」) は、2007-2012 年の間で、GHG (Greenhouse Gas: 温室効果ガス) 排出量の BAU (Business as Usual: 何も対策を講じない自然体ケース) 比 15 %削減を目指した「バンコク都気候変動対策実行計画 (2007-2012 年)」を作成した。JICA は技術協力プロジェクト「バンコク都気候変動削減・適応策実施能力向上プロジェクト」(2009-2012 年) を通じて上記計画の実施支援を行った。同プロジェクトを通じ、国レベルの政策との整合性の確保等の課題が抽出されたことから、BMA はより包括的な気候変動対策長期計画として「バンコク都気候変動対策マスタープラン (2013-2023 年)」(以下、「BMA マスタープラン」) の策定を計画し、JICA は技術協力プロジェクト「バンコク都気候変動マスタープラン (2013-2023 年) 作成・実施能力向上プロジェクト」(2013 年～2015 年) を通じ、BMA マスタープラン策定と、その実施に向けた人材育成を支援した。BMA マスタープランには、2013-2020 年の間で BAU 比 13.57 %の GHG 排出量削減目標が定められ、交通、エネルギー、廃棄物・排水処理、都市緑化、適応策の 5 分野における、目標達成に向けた取組が示された。また、BMA 職員を含めた同プロジェクトのカウンターパート (Counterpart、以下、「C/P」) は、データ収集、GHG 排出測定、MRV (Measurement, Reporting and Verification: 測定、報告及び検証) 手法等、気候変動の基礎的知識・技術を理解するレベルに達した。

BMA マスタープランの本格的実施にあたって、BMA は BMA マスタープラン実施の事務局機能を担う気候変動対策課を環境局内に新設予定であり、更なる体制強化の必要性を認識している。また、BMA マスタープランのもとで実施される取組の計画・実施能力や、M&E (Monitoring and Evaluation: モニタリング・評価)・MRV の更なる能力強化が必要である。そうした背景のもと、本プロジェクトは BMA マスタープランの実施能力強化のためのプロジェクトとして、2014 年 8 月にタイ政府より要請を受け、日本政府により採択された。これを受け、JICA は 2016 年 6 月に詳細計画策定調査を実施し、2017 年 3 月に BMA と R/D (Record of Discussions) を締結した。

2. プロジェクトの概要

(1) プロジェクト名

バンコク都気候変動マスタープラン 2013-2023 実施能力強化プロジェクト

(2) 上位目標

バンコク首都圏の低炭素で気候変動にレジリエントな都市への移行が促進される。

(3) プロジェクト目標

バンコク都気候変動マスタープラン 2013-2023 の実施が促進される。

(4) 期待される成果

- 成果 1 : BMA マスタープランの効果的で円滑な実施のための制度的体制が強化される。
- 成果 2 : BMA マスタープランのもとにある特定の事業についての計画・実施能力が強化される。(本プロジェクトで支援する活動は、プロジェクト開始後に選定される。)
- 成果 3 : BMA マスタープランの進捗のモニタリング及び評価 (M&E) 能力が強化される。

(5) 活動の概要

【成果 1 に係る活動】

- 活動 1-1 : 研修やセミナーを通じて、気候変動政策の制度的取り決めに関する知見を共有する。
- 活動 1-2 : 制度的取り決めに関して、BMA マスタープランの実施のために取り組むべき課題を明確化する。
- 活動 1-3 : 関連する既存の法的文書の整理、必要に応じた既存法的文書の改正案の作成、新たな法的文書の作成等を通じ、BMA マスタープラン実施のための法的枠組みを強化する。
- 活動 1-4 : BMA マスタープラン実施のための業務に係る手続きや工程の仕組みを強化する。
- 活動 1-5 : 活動 1-3 及び 1-4 以外に重要な課題が明確化された場合、これに取り組む。
- 活動 1-6 : 関連する組織 (ステアリング・コミッティー、ワーキンググループ、タスクフォース、事務局、及び気候変動対策課等) が、BMA マスタープランの実施のために必要な支援を提供できる仕組みを確立する。
- 活動 1-7 : BMA マスタープランのもとにある事業または活動が可能な限り多く BMA により承認され、必要な予算と KPI (重要業績評価指標) が付与されるように働きかける。

【成果 2 に係る活動】

- 活動 2-1 : 研修やセミナーを通じ、気候変動適応・緩和活動の計画・実施に関する知見の共有を行う (BMA マスタープラン内の) 5 分野全体を網羅)。
- 活動 2-2 : BMA マスタープランのもとで実施される、選定された優先プロジェクトが計画・実施される。(本プロジェクトで支援する活動は、プロジェクト開始後に選定される。)
- 活動 2-3 : 上記の優先プロジェクトの実施により得られた教訓を取りまとめ、広く共有する。

【成果 3 に係る活動】

- 活動 3-1 : MRV の研修コースが設けられ関係セクターに対し開催される。コース開催に際して、講師による受講生の成績評価及び受講生によるコース評価が実施される。
- 活動 3-2 : 研修やセミナーを通じ、気候変動政策実施の M&E に関する知見が共有される。
- 活動 3-3 : BMA マスタープランの進捗についての M&E が、2018 年に予定されてい

る総合レビュー（Comprehensive Review）のためにBMAにより実施される。

活動 3-4：BMA マスタープランとその事業の M&E 及び MRV について、その手法が検討され、地方自治体としての BMA のための手順及びガイドラインが開発され、実証される。

活動 3-5：上記の総合レビューの結果を、関連する利害関係者及び一般市民に広報する。

(6) 対象地域

バンコク都及びその周辺（BMA マスタープランの管轄範囲）

(7) 関係官庁・機関

バンコク首都圏庁（BMA）

3. 業務の目的

本プロジェクトに関し、当該プロジェクトに係る R/D に基づき、関連する業務（活動）を実施することにより、期待される成果を発現し、プロジェクト目標の達成に寄与する。

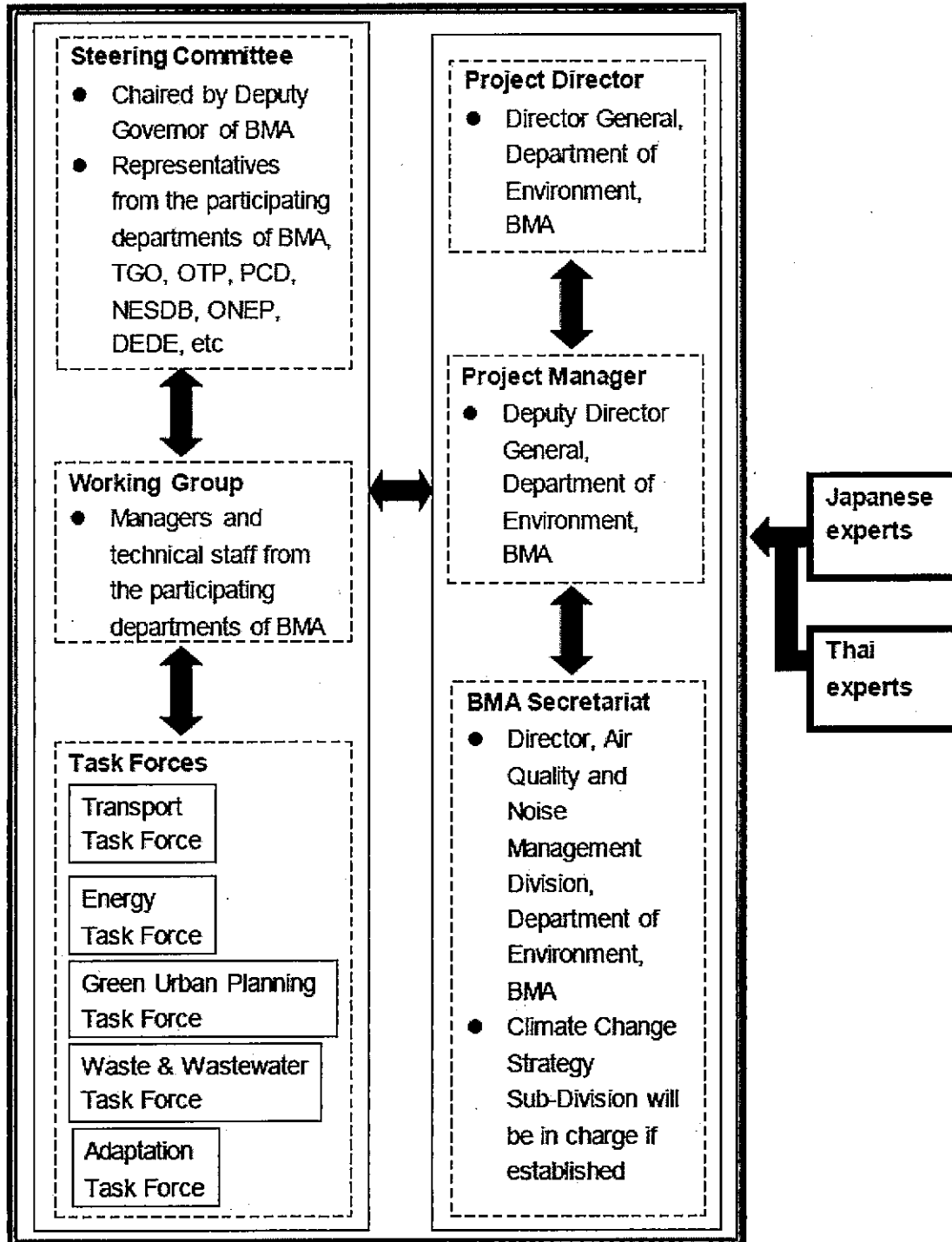
4. 業務の範囲

本業務は、2017 年 3 月 30 日に当機構が BMA と締結した R/D（Record of Discussions）に基づき実施される本プロジェクトの枠内で、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の業務を行い、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものである。

5. 実施方針及び留意事項

(1) プロジェクトの実施体制（タイ側）

本プロジェクトの実施体制は、下図のとおり。



※DEDE：エネルギー省代替エネルギー開発・エネルギー保全局 (Department of Alternative Energy Development and Efficiency)、NESDB：国家社会経済開発委員会 (National Economic and Social Development Board)、ONEP：天然資源環境省天然資源環境政策・計画局 (Office of Natural Resources and Environmental Policy Planning)、OTP：運輸省運輸交通政策計画局 (Office of Transport and Traffic Policy and Planning)、PCD：天然資源環境省公害対策局 (Pollution Control Department)、TGO：タイ国家温室効果ガス管理機構 (Thailand Greenhouse

ステアリング・コミッティー、ワーキンググループ、タスクフォースは、先行フェーズの「バンコク都気候変動マスタープラン 2013-2023 年作成・実施能力向上プロジェクト」で BMA マスタープラン作成及び実施準備のために整えられた。本プロジェクトでは、現状の体制を活かしつつ、必要に応じ BMA マスタープランの実施フェーズに最適な体制にするため、見直しを行う。先行フェーズにおけるそれぞれの役割は以下の通り。

1) ステアリング・コミッティー

BMA マスタープラン策定にかかる全体方針を決定すると同時に、BMA マスタープランの各分野に関わる関係機関との連携・調整を図ることを目的とし設置された。BMA マスタープランの策定に係る意思決定を行う単位として、BMA 関係部局の局次長、部長等の他、政府関係機関の部長レベルが参画し、全体的な政策にかかる方針の決定や、BMA マスタープランの承認を行うことが主な機能であった。実施段階においても、方針の決定や実施状況に係る報告を受けた上での意思決定、制度的取り決めの改善において必要な知事などのハイレベルへの働きかけ等の役割が期待される。

2) ワーキンググループ

BMA マスタープラン策定の際には、対象分野である交通、エネルギー、都市緑化、廃棄物・排水、適応の 5 分野における技術的な検討を横断的にレビューし、全体の整合性を図り、各タスクフォースの作業進捗の管理を行う役割を果たした。ワーキンググループには、政府関係省庁の実務レベルの職員も参加し、国が関係する緩和・適応策や、MRV のアプローチについてのコメントも集約する場となった。

3) タスクフォース

BMA マスタープランの上記 5 つの対象分野それぞれに設置された。各タスクフォースには、BMA 内の関連部局から実務レベル担当者が参画し、BAU や緩和目標の設定、施策の策定、進捗確認や MRV にかかる方法論の整理、アウトリーチ活動の実施などが行われた。先行フェーズ終了後、タスクフォース単独での意思決定は難しい為、ワーキンググループと統合すべきという意見が C/P の一部から確認されており、BMA マスタープランの実施フェーズに適した編成について、先方と議論の上、必要に応じ、再検討する。

4) BMA 事務局

BMA マスタープランの事務局は BMA 環境局が担当する。BMA マスタープラン作成時は、各タスクフォースへの連絡調整や、ステアリング・コミッティー、ワーキンググループでの検討議題の設定等を行った。環境局内では、気候変動対策課が新設される予定だが、設置後は同課が事務局を担当予定であり、実施段階では更なる能力強化が必要となる。設置までは先行フェーズで担当していた環境局が引き続き担当する。

(2) プロジェクト実施体制（日本側）

日本人専門家（コンサルタントを含む）は C/P に対し、適宜ローカルコンサルタントを活用しながら、技術移転を実施する。

本プロジェクトは、本契約によるコンサルタント専門家に加え、長期専門家2名（総括／都市気候変動対策、業務調整／都市気候変動対策制度強化）を派遣する予定である。業務の実施にあたっては、日本人専門家全体で十分な情報共有と共同体制の構築を行うものとする。

長期専門家（総括／都市気候変動対策）は、プロジェクト全体の総括として、プロジェクト活動全般の調整、指揮を行うと共に、都市における気候変動対策の知見の共有を効果的に実施し、成果2のバンコク都の気候変動への取り組みの計画・実施の推進を中心に活動する。なお、同専門家は、2018年5月頃の派遣予定である。

長期専門家（業務調整／都市気候変動対策制度強化）は、総括の補佐やプロジェクトの運営管理・促進業務を行い、成果1のBMAマスタープランの効果的で円滑な実施のための制度的体制強化の推進を行う予定である。なお、同専門家は、2017年11月頃の派遣予定である。

本契約によるコンサルタント専門家は、プロジェクト内の全ての活動において上記2名と密な連携を取り、特に成果3のモニタリング・評価に関する技術移転や、成果1～3における本邦研修、現地でのセミナー、研修の計画・開催については、主担当として取り組むことを想定している。

（3）横浜市との連携

横浜市とJICAは、JICAが取り組む幅広い事業全般にわたって連携を強化するための包括連携協定を2011年10月に締結し、2016年10月に更新している。また、横浜市は先行フェーズにおいて、セミナーでの講演等を通じたBMAマスタープラン作りへの助言や、研修員受け入れ等の協力実績がある。BMAからは、横浜市の都市の気候変動対策に係る知見を引き続き得たいという要望が出されている。特に、BMAマスタープラン実施段階においては、自治体における気候変動への取り組みの計画策定・実施の経験に基づく技術移転は非常に有意義であると考えられ、横浜市としても、BMAマスタープランの取り組みを共に進めながら技術移転を行う重要性を認識している。よって、本プロジェクトにおいても、専門家派遣や研修員受入等で、横浜市からの協力を得る予定である。

コンサルタントは、プロジェクト活動全般において、横浜市と十分に情報共有、調整を図り、密な議論を行いながら連携すること。

（4）温室効果ガス排出削減にかかる測定・報告・検証（MRV）

BMAマスタープランの各分野における緩和行動は、温室効果ガス排出削減にかかるMRVが可能な形で計画・実施・モニタリングすることが求められている。温室効果ガスの排出削減にかかるMRVは、次の表に示すとおり主に3つのレベルに分けられる。

レベル	内容
① プロジェクトベースの MRV	CDM (Clean Development Mechanism : クリーン開発メカニズム) や、JCM (Joint Crediting Mechanism : 二国間クレジット制度) など。クレジット化できる制度の MRV を含む。市場メカニズムとも関連。
② 政策ベースの NAMA (National Appropriate Mitigation Actions : 途上国における適切な緩和行動) にかかる MRV	個別分野の計画やアクション (●●分野で●●%排出削減するなど) の達成度を測ることを目的とするもの。
③ 国全体の排出量にかかる MRV	国家 GHG インベントリをベースとする。

本プロジェクトにおいては、上記の②政策ベースの緩和行動計画にかかる MRV を行うことを主眼に置く。先行プロジェクトにて、MRV の基本的な手法についての能力強化を行っている。先行フェーズの成果を活かしつつ、本プロジェクト開始時の C/P の能力を踏まえた上で、実践を通じて更なる能力強化を行うこと。

(5) BMA マスタープランのもとにある事業の計画／実施支援について

本プロジェクトでは、成果 2 の枠組みの中で、BMA マスタープランのもとで実施される取組のうち、プロジェクト内で支援するのに適した事業を数件選択し、同事業の計画または実施の支援と能力強化を行う。対象とする事業の選定はプロジェクト開始後に行い、選定基準の検討を含めた検討プロセスを能力強化の一環とする。

従って、成果 2 における協力内容については、プロジェクト実施中に具体化されることから、日本人専門家には柔軟な対応が求められる。

なお、C/P から提出された本プロジェクトの要請書や、JICA 詳細計画策定調査団による聞き取り調査の結果から、先方から支援が望まれている事業についていくつか確認された（配布資料参照）。これを踏まえた上で、タイ側にとっての事業の優先度、日本側のリソース等から総合的に検討し、長期専門家や C/P と協議の上で、事業の選定、計画／実施を支援する。

(6) プロジェクト・デザイン・マトリックス（以下、PDM）及び活動計画（以下、PO）を基本としたタイ側との共同運営

プロジェクトの運営においては、PDM 及び PO に沿ったタイ側との共同作業を基本とすること。またプロジェクトの活動中に変更の必要が生じた際には、JCC (Joint Coordinating Committee : 合同調整委員会) での協議と合意をもって改定することとし、コンサルタントはその改定に協力すること。また改定の必要性が生じた際は、速やかに JICA に報告すること。

(7) キャパシティ・ディベロップメント (CD) の重視

技術協力業務の実施にあたっては、C/P 側の主体性と内発性を十分に尊重し、C/P

との共同作業による調査、解析、計画策定、実践、報告（報告書作成や会議、セミナー発表など）を行う。

CDの詳細については、当機構作成による「キャパシティ・ディベロップメント(CD)～途上国の主体性に基づく総合的課題対処能力の向上を目指して」（当機構図書館ウェブサイト (<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P0000168138.html>) からダウンロード可能）を参照する。

（８）自立発展性の重視

本プロジェクト終了後も BMA が自立発展的に気候変動対策にかかる計画・実施・モニタリング評価に取り組んでいけるよう、タイ国側のオーナーシップを尊重かつ促進するとともに、関係機関との連携構築、技術面、管理運営面、財政面に十分留意した協力を実施すること。なお財政面に関しては、（１１）本邦研修にて積極的なコストシェアリングを図るよう、C/P と十分協議すること。

（９）プロジェクトの柔軟性の確保

技術移転を目的とする技術協力プロジェクトでは、C/P パフォーマンスやプロジェクトを取り巻く環境の変化によって、プロジェクトの活動を柔軟に変更していくことが必要となる。

この趣旨を踏まえ、コンサルタントは、プロジェクト全体の進捗、成果の発現状況を把握し、必要に応じプロジェクトの方向性について、適宜 JICA に提言を行うことが求められる。

JICA は、これら提言について、遅滞なく検討し、必要な処置（先方 C/P との合意文書の変更、契約の変更等）を取ることにする。

（１０）気候変動分野における他の支援との連携・調整について

JICA は、タイ国家温室効果ガス管理機構（Thailand Greenhouse Gas Management Organization: TGO）を C/P として、技術協力プロジェクト「東南アジア気候変動緩和・適応能力強化プロジェクト」（2013～2016年）を通じて、タイ国内及び東南アジア地域を対象とした気候変動国際研修センター（CITC）の設立・機能強化を支援した。2017年9月には、後継案件（東南アジア地域低炭素・レジリエントな社会構築推進能力向上プロジェクト）が開始予定であり、CITCの自立発展を目指して、研修コースの改良・新設を含めた能力強化を実施予定である。今後 BMA マスタープランの実施により得られる知識・経験については、将来的に CITC を通じて東南アジア諸国と共有され、域内の大都市における気候変動対策の促進等に有効活用されることも期待されるため、同プロジェクト専門家や TGO と適宜情報共有を行うこと。

また、民間技術普及促進事業「バンコク都における渋滞問題改善のための交通管制システムの維持・管理技術普及促進事業」（2015年～2016年）や、技術協力プロジェクト（科学技術）「タイ国における統合的な気候変動適応戦略の共創推進に関する研究」（2016年～2021年）については、成果２に係る知見の共有の際のリソースとしての活用や、事業の計画／実施支援において協力できる可能性がある。上記以外にも、各分野に関連する事業に関する情報を適宜収集し、連携可能性を検討すること。

（１１）本邦研修

気候変動対策の制度的取り決め、計画・実施、モニタリングに係る日本の経験に基づく技術移転を行う機会として、本邦研修の受け入れを計画し、実施すること。本邦研修は、活動 1-1, 2-1, 3-1, 3-2 の一環として位置づけられ、プロジェクト開始から3年目までの期間に計3回程度実施することとし、規模としては一回あたり10名程度で約2週間を想定している。

本邦研修の計画においては、プロジェクト活動と関連付けて研修の目標・成果・参加条件を明確化し、的確な参加者選定が行われるよう調整すること。また、本邦研修で学んだことをBMAマスタープラン実施に活かせるよう、現地活動と一体となった計画運営を行うこと。

国内の受入手続きに際しては、「コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン」（2017年6月）に則ることとする。

なお、「受入」（航空券の手配、査証の手配、来日時・帰国時の空港送迎、本邦における宿舎手配、保険加入手続き、研修員に対する来日時手当及び滞在費の支給）及び「研修監理」（研修日程に基づく研修員の引率及び講義・実習・見学における通訳、講義・実習・見学に係る補助業務、研修日程に基づく研修員の国内移動手配、研修員の病気・怪我等緊急事態、各種トラブルへの対応）はJICAが行うこととする。

（12）合同調整委員会（JCC）の定期開催支援

プロジェクト期間中、原則年2回程度、関係機関と合同でJCCが開催される予定である。コンサルタントはC/P主体での進捗発表の支援や助言など、JCCの開催に協力すること。また、会議を円滑に進めるために、視聴覚機材の活用等を図り、問題事項、方針等の要点を明瞭かつ簡潔に説明できるよう、C/Pを支援すること。ワーク・プラン及び6か月毎に作成するMonitoring SheetについてはJCCでの合意を得ることとする。

（13）プロジェクト運営指導調査

プロジェクトのフレームワークの見直しが必要な場合や実施運営上の問題が発生した場合には、当機構は運営指導調査を実施する。その際、コンサルタントはその調査や資料の作成に協力する。

（14）広報活動及び成果の積極的な発信

業務実施にあたっては、本プロジェクトの意義、活動内容とその成果を相手国及び我が国両国の国民各層に正しく理解してもらえるよう、効果的な広報に努めること。定期的なニュースレターの発行の他、プロジェクトホームページを開設し、掲載用の写真（ワークショップ、日常的な技術移転やCD支援活動、現地での市民啓発活動の状況等）を撮影し、タイムリーな更新ができるよう心がける。その他にも、効果的な取り組みを具体的にプロポーザルで提案すること。また、これらの活動に要する費用は別見積りとする。

（15）プロジェクトブリーフノートの作成

広報の一環として、技術協力プロジェクトの成果や教訓を、要点を押さえた形で外部に提供する「プロジェクトブリーフノート」を作成する。これは、プロジェクトが問題解決のために取ったアプローチや工夫、その結果、達成した成果、得られた教訓

等について、ビジュアルで理解しやすい資料として取りまとめたものである。同資料を作成することを念頭に、プロジェクト活動の写真等を収集し、プロジェクト終了時に資料をまとめる。具体的事例は以下を参照のこと。

<https://www.jica.go.jp/activities/issues/water/case.html>

(16) 国際会議等への支援

タイ国側実施機関のC/Pが、気候変動関係の国際会議やシンポジウム等に参加する際には、必要な情報提供・資料作成などに対する側面支援を行うものとする。

(17) タイ国の公休日等

タイ国では、タイ正月（ソンクラーン）の期間（4月13-15日）前後は国民の活動は一般的に停滞気味になる。また、前国王の葬儀期間（本年10月25～29日）を含む本年10月13日～29日は、安全管理上の観点から、タイ全土への渡航を回避するものとする。さらに、同年12月には新国王の戴冠式が予定されている。作業工程を検討する際には十分留意すること。

6. 業務の内容

コンサルタントは、上記「3. 業務の目的」に示したプロジェクト目標の達成のために、上記「2. プロジェクトの概要 (5) 活動の概要」に示した活動内容について、下記の業務の流れに述べる活動を実施する。コンサルタントは以下を参考に、より効果的に業務の内容を遂行する方法をプロポーザルにて提案する。

本契約の業務の流れは次のとおりである。

【全成果共通の活動】

(1) ワーク・プラン案の作成、協議、見直し

既存資料・情報を整理し、本プロジェクトの全体像を把握し、プロジェクト実施の基本方針・方法、業務工程計画等を作成し、これらをワーク・プランに取りまとめる。

同プラン（原案）を基に、タイ側関係者と協議、意見交換し、プロジェクトの全体像を共有する。なお、現地関係者との協議においては、タイ語版（仮訳）を用意すること。

本契約は、5か年間の複数年度契約を想定しているが、ワーク・プランに関しては、業務開始から1年毎に作成・見直しを行い、当機構及びC/Pに説明し、合意を得ることとする。

また、必要に応じて適時ワーク・プランの見直しを行う。なお、見直し案についても当初案と同様に、当機構の承認後、C/Pの合意を得る必要がある。

(2) キャパシティ・アセスメントの実施

プロジェクト途中や終了時においてプロジェクト実施前後のデータを比較するための情報を収集するため、C/Pのキャパシティ・アセスメントを行う。コンサルタントはプロポーザルにて、評価手法・項目、時期、頻度、対象者等を提案すること。

(3) プロジェクト進捗モニタリング

当機構所定の Monitoring Sheet の作成をC/Pと共同で行い、プロジェクトの進捗状況を確認する。Monitoring Sheetによるモニタリングは、約6か月に一回の頻度で行い当機構タイ事務所に提出する。モニタリング結果はJCCにて報告し、承認を得る。合同モニタリングおよびJCCには必要なタイミングで当機構職員等が参加し、進捗確認及び必要な提言を行う。コンサルタントは、これに協力すること。モニタリング事項は、活動報告のみならず、成果発現状況、解決すべき実施上の課題・懸案事項及びプロジェクトの進捗及び成果に正または負の影響を及ぼす外部要素を含み、従来の中間レビュー及び終了時評価で実施している工程を包括する。コンサルタントはこれら業務をC/Pと共同で実施・確認する。

(4) プロジェクト業務進捗報告書の作成

半年に1回、当該時期までのプロジェクト活用内容（契約上の業務内容のみではなく、当機構が派遣する長期専門家の活動等を含めたプロジェクト全体の活動内容）をそれぞれプロジェクト業務進捗報告書として取りまとめる。同報告書は、JCCで報告するものとする。

(5) ドラフト業務完了報告書、業務完了報告書の作成

プロジェクト終了時に目標・成果・活動の達成状況、C/P の能力改善状況及び将来に向けての課題を含む業務完了報告書を作成する。その際、まずドラフトを当機構地球環境部に提出し、内容の承諾を得た上で、C/P への説明及び内容に関する協議を実施する。この協議結果を踏まえて、当該報告書を修正し、最終版を当機構へ提出する。

【成果 1 に係る活動】

- (1) 研修やセミナーを通じて、気候変動政策の制度的取り決めに関する知見を共有する。(活動 1-1)

コンサルタント専門家は、都市の気候変動対策における、部局横断的な事業の実施手続きや、制度・法的枠組み、組織的な取り決めについて、BMA 環境局（特に、気候変動対策課）職員等を対象に、知見を共有する研修やセミナーを開催する。プロジェクト期間の前半（1～3 年目前半）に掛けて、受講者数十名程度の規模で 3 回程度開催することを想定している。研修内容やリソースについては、バンコク都の能力強化に効果的であれば、我が国の経験・知見に関するものに限定しない。研修やセミナーの計画・実施においては、長期専門家と密に議論し、協力して開催すること。また、本活動の一環として、上記 5. (11) の本邦研修も活用する。コンサルタントは本活動について、プロポーザルにて提案すること。

- (2) 制度的取り決めに関して、BMA マスタープランの実施のために取り組むべき課題を明確化する。(活動 1-2)

長期専門家「業務調整／都市気候変動対策制度強化」を中心とし、制度的な取り決めに関する現状を調査した上で、取り組むべき課題について C/P と共に検討し、明確化する。コンサルタント専門家は、本活動に関する調査に協力し、検討プロセスにも参加し、課題の明確化に貢献すること。

- (3) 関連する既存の法的文書の整理、必要に応じた既存法的文書の改正案の作成、新たな法的文書の作成等を通じ、BMA マスタープラン実施のための法的枠組みを強化する。(活動 1-3)

長期専門家「業務調整／都市気候変動対策制度強化」を中心とし、都市の気候変動への取り組みに関連する既存の法的文書の整理や、既存の法的文書の改定案の作成、新たな法的文書案の作成や助言を行う。コンサルタント専門家は、長期専門家主導で行われる本活動に協力し、BMA マスタープラン実施のための法的枠組みの強化に貢献すること。

- (4) BMA マスタープラン実施のための業務に係る手続きや工程の仕組みを強化する。(活動 1-4)

BMA マスタープラン実施のための業務に係る手続きや工程を整理し、関係者がそれらを円滑に実施できるよう支援する。特に、BMA マスタープランの事務局機能を担う予定である BMA 環境局内の新設部署に対しては、その機能を果たすために必要な工程、手続き、作業等について、C/P と共に明らかにした上で、それらの業務を実施するための能力強化を継続的に実施する。コンサルタント専門家は、本活動に協力し、BMA マスタープラン実施のための仕組みの強化に貢献すること。

- (5) 活動 1-3 及び 1-4 以外に重要な課題が明確化された場合、これに取り組む。
(活動 1-5)

活動 1-2 において BMA マスタープランの実施のための制度的取り決めに係る課題を明らかにする過程で、活動 1-3 で実施する法的枠組みの改善、活動 1-4 で実施する業務の手続き・工程の改善以外に、重要な課題が認められ、必要な取り組みが明らかになった場合、それを実施する。コンサルタント専門家は、本活動に協力すること。

- (6) 関連する組織（ステアリング・コミッティー、ワーキンググループ、タスクフォース、事務局、及び気候変動対策課（設立された場合）等）が、BMA マスタープランの実施のために必要な支援を提供できる仕組みを確立する。（活動 1-6）

5. (1) で示したステアリング・コミッティー、ワーキンググループ、タスクフォースは、先行フェーズで BMA マスタープラン作成及び実施準備のために整えられた。日本人専門家は、C/P と共に、本プロジェクト開始後、その運用状況を確認の上、必要に応じ、現状の体制を活かしつつ、BMA マスタープランの実施フェーズに最適な体制にするための見直しを行う。コンサルタント専門家は、長期専門家の主導により実施される本活動について、協力すること。

- (7) BMA マスタープランのもとにある事業または活動が可能な限り多く BMA により承認され、必要な予算と KPI（重要業績評価指標）が付与される。（活動 1-7）

BMA マスタープランで計画された事業が着実に実施されるためには、適切な方法で、関係部署への予算や KPI の付与がされる必要がある。C/P と協議し、タイ側が予算の確保と KPI の付与を適切にされるよう、長期専門家と協力して働きかけること。

【成果 2 に係る活動】

- (1) 研修やセミナーを通じ、気候変動適応・緩和活動の計画・実施に関する知見の共有を行う（BMA マスタープラン内の 5 分野全体を網羅）。（活動 2-1）

コンサルタント専門家は、都市の気候変動対策における、気候変動適応・緩和活動の計画・実施について、BMA 環境局及び 5 分野の関連部署の職員を対象に、知見を共有する研修やセミナーを開催する。プロジェクト期間の前半（1～3 年目前半）に掛けて、受講者 10 名程度の規模で 3 回程度開催することを想定している。研修内容やリソースについては、バンコク都の能力強化に効果的であれば、我が国の経験・知見に関するものに限定しない。研修やセミナーの計画・実施においては、長期専門家と密に議論し、協力して開催すること。また、本活動の一環として、上記 5. (11) の本邦研修も活用する。コンサルタントは本活動について、プロポーザルにて提案すること。

- (2) BMA マスタープランのもとで実施される、選定された優先プロジェクトが計画・実施される。（本プロジェクトで支援する活動は、プロジェクト開始後に選定される。）（活動 2-2）

本活動は、上記 5. (5) のとおり、BMA マスタープランのもとで実施される取組のうち、プロジェクト内で支援するのに適した事業を数件選択し、同事業の計画または実施の支援と能力強化を行うというものである。

「5. 実施方針及び留意事項 (5) BMA マスタープランのもとにある事業の計画／実施支援について」にも記載のとおり、選定基準の検討を含めた検討プロセス自体が能力強化の一環であるとの考えから、対象とする事業は、C/P の希望、タイ側にとっての事業の優先度、日本側のリソース等から総合的に考慮し、選定基準を検討の上で選定する。選定された事業については、C/P と共に計画／実施に取り組む。コンサルタント専門家は、主導する長期専門家（総括／都市気候変動対策）や横浜市等と情報共有しながら、本活動に協力する。

(3) 上記の優先プロジェクトの実施により得られた教訓を取りまとめ、広く共有する。(活動 2-3)

コンサルタント専門家は、活動 2-2 を通じて得られた教訓について、長期専門家と協力してとりまとめ、関係者や一般向けにセミナーを開催し、得られた教訓を関係者に広く共有する。セミナーは関係者や一般市民向けに実施し、100 名程度の参加者で 1 回開催することを想定しているが、必要に応じ、対象者ごとに数回に分けて実施することも考えられる。コンサルタントはセミナーの規模・回数等をプロポーザルで提案し、開催に要する費用は別見積りとする。

【成果 3 に係る活動】

(1) MRV の研修コースが設けられ関係セクターに対し開催される。コース開催に際して、講師による受講生の成績評価及び受講生によるコース評価が実施される(活動 3-1)

コンサルタント専門家は、BMA マスタープランの対象分野の内、緩和策が実施される、交通、エネルギー、廃棄物・排水処理、都市緑化分野について、それぞれ研修コースを作成し、各分野の MRV 関係者に対して随時開催する。その際、研修受講者の成績評価や受講生によるコース評価を実施するなど、高い研修効果が得られる工夫をすること。コンサルタントは、受講生の対象範囲、研修の規模、成績評価、受講生によるコース評価の方法等について、プロポーザルで提案すること。

また、BMA マスタープランの中では、2018 年に総合レビューを行うことが定められており、プロジェクト終了後の 2023 年の実施予定の最終レビューについては、BMA が独自に実施する必要があるため、それを見据えた適切な技術移転を行う。

(2) 研修やセミナーを通じ、気候変動政策実施の M&E に関する知見が共有される。(活動 3-2)

コンサルタント専門家は、BMA マスタープランで計画されている緩和・適応策の計画をモニタリングする能力を強化するために、M&E の手法についての研修やセミナーを、関係者に対して開催する。MRV と同様に、2018 年の総合レビュー及び 2023 年の最終レビューを見据えた技術移転を行う。

(3) BMA マスタープランの進捗についての M&E が、2018 年に予定されている総合レビュー (Comprehensive Review) のために BMA により実施される。(活動 3-3)

BMA マスタープランの中では、2018 年に総合レビューを行うことが定められているため、コンサルタント専門家は、そのレビューと、モニタリング・評価の結果を含めた報告書作成を支援する。

- (4) BMA マスタープランとその事業の M&E 及び MRV について、その手法が検討され、地方自治体としての BMA のための手順及びガイドラインが開発され、実証される。(活動 3-4)

活動 3-1, 3-2, 3-3 の結果を踏まえ、自治体である BMA のための、M&E 及び MRV の手順書／ガイドラインを BMA と共に作成する。作成の過程では、タイ側関係者と内容について十分に意見交換を行い、2 年目中を目途に完成させる。作成した手順書／ガイドラインは、残りのプロジェクト期間で実証する。

- (5) 上記の総合レビューの結果を、関連する利害関係者及び、一般市民に広報する。(活動 3-5)

総合レビューの結果や BMA の気候変動対策の成果について、セミナー等の実施により、関連する利害関係者、一般市民に広報する。コンサルタントは、セミナーの規模・対象者についてプロポーザルで提案し、この活動に要する費用は別見積りとする。

7. 成果品等

(1) 報告書・技術協力成果品

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本業務における成果品は、業務完了報告書とし、(2)の技術協力成果品の電子データをCD-ROMにて添付する。なお、以下に示す部数は、当機構へ提出する部数であり、先方実施機関との協議、国内の会議等に必要な部数は別途用意すること。

レポート名	提出時期	部数
1. 業務計画書①～⑤ (共通仕様書の規定に基づく)	<ul style="list-style-type: none"> ● 契約締結日から起算して10営業日以内 ● 以降は1年毎に提出 	<ul style="list-style-type: none"> ● 和文：5部
2. ワーク・プラン①～⑤	<ul style="list-style-type: none"> ● 業務開始から約1ヶ月後 ● 以降は1年毎を目安に提出 ● 必要に応じて見直し、時期を待たずに提出可 	<ul style="list-style-type: none"> ● 和文：5部 ● 英文：5部
3. Monitoring Sheet Ver. 1～11	<ul style="list-style-type: none"> ● 業務開始から1ヶ月以内 ● Ver. 2 以降は業務開始から6ヶ月毎 	<ul style="list-style-type: none"> ● 英文：5部 ● CD-R：1枚
4. プロジェクト業務進捗報告書第1～9号	<ul style="list-style-type: none"> ● 業務開始から約6ヶ月経過する毎 	<ul style="list-style-type: none"> ● 和文：5部 ● 英文：10部 ● CD-R：2枚
5. ドラフト業務完了報告書	<ul style="list-style-type: none"> ● 最終現地業務時 	<ul style="list-style-type: none"> ● 和文：5部 ● 英文：5部 ● タイ語：10部 ● CD-R：2枚
6. 業務完了報告書	<ul style="list-style-type: none"> ● 契約終了時 	<ul style="list-style-type: none"> ● 和文：5部 ● 英文：5部 ● タイ語：10部 ● CD-R：3枚

業務完了報告書については製本することとし、その他の報告書等は簡易製本とする。報告書等の印刷、電子化（CD-R）の仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」

(http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/pdf/ind_guide12_01.pdf) を準拠する。

各報告書の記載項目（案）は以下のとおりとする。最終的な記載項目の確定にあたっては、当機構とコンサルタントで協議、確認する。

1) ワーク・プラン記載項目（案）

- ① プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
- ② プロジェクト実施の基本方針
- ③ プロジェクト実施の具体的方法

- ④ プロジェクト実施体制（JCC の体制等を含む）
- ⑤ PDM（指標の見直し及びベースライン設定）
- ⑥ 業務フローチャート
- ⑦ 要員計画
- ⑧ 先方 C/P 便宜供与負担事項
- ⑨ その他必要事項

2) Monitoring Sheet 記載項目（案）

I. Summary

1 Progress

1-1 Progress of Inputs

1-2 Progress of Activities

1-3 Achievement of Output

1-4 Achievement of the Project Purpose

1-5 Changes of Risks and Actions for Mitigation

1-6 Progress of Actions undertaken by JICA

1-7 Progress of Actions undertaken by Gov. of Thailand

1-8 Progress of Environmental and Social Considerations (if applicable)

1-9 Progress of Considerations on Gender/Peace Building/Poverty Reduction (if applicable)

1-10 Other remarkable/considerable issues related/affect to the project (such as other JICA's projects, activities of counterparts, other donors, private sectors, NGOs etc.)

2 Delay of Work Schedule and/or Problems (if any)

2-1 Detail

2-2 Cause

2-3 Action to be taken

2-4 Roles of Responsible Persons/Organization (JICA, Gov. of Thailand etc.)

3 Modification of the Project Implementation Plan

3-1 PO

3-2 Other modifications on detailed implementation plan

(Remarks: The amendment of R/D and PDM (title of the project, duration, project site(s), target group(s), implementation structure, overall goal, project purpose, outputs, activities, and input) should be authorized by JICA HDQs. If the project team deems it necessary to modify any part of MoU and PDM, the team may propose the draft.)

4 Preparation of Gov. of Thailand toward after completion of the Project

II. Project Monitoring Sheet I & II as Attached

ただし、以下の点に留意する事。

1-2 Progress of Activities については、活動詳細（活動内容、調査内容、結果、

成果、課題、対処方法、教訓等含む)が明確にわかるように記述をすること。

3) 業務完了報告書記載項目 (案)

I. Basic Information of the Project

1. Country
2. Title of the Project
3. Duration of the Project (Planned and Actual)
4. Background (from Record of Discussions (R/D))
5. Overall Goal and Project Purpose (from Record of Discussions (R/D))
6. Implementing Agency

II. Results of the Project

1. Results of the Project

1-1 Input by the Japanese side (Planned and Actual)

1-2 Input by the Thai side (Planned and Actual)

1-3 Activities (Planned and Actual)

2. Achievements of the Project

2-1 Outputs and indicators

(Target values and actual values achieved at completion)

2-2 Project Purpose and indicators

(Target values and actual values achieved at completion)

3. History of PDM Modification

4. Others

4-1 Results of Environmental and Social Considerations (if applicable)

4-2 Results of Considerations on Gender/Peace Building/Poverty Reduction (if applicable)

III. Results of Joint Review

1. Results of Review based on DAC Evaluation Criteria

2. Key Factors Affecting Implementation and Outcomes

3. Evaluation on the results of the Project Risk Management

4. Lessons Learnt

IV. For the Achievement of Overall Goals after the Project Completion

1. Prospects to achieve Overall Goal

2. Plan of Operation and Implementation Structure of the Thai side to achieve Overall Goal

3. Recommendations for the Thai side

4. Monitoring Plan from the end of the Project to Ex-post Evaluation

ANNEX 1: Results of the Project

(List of Dispatched Experts, List of Counterparts, List of Trainings, etc.)

ANNEX 2: List of Products (Report, Manuals, Handbooks, etc.) Produced by the Project

ANNEX 3: PDM (All versions of PDM)

ANNEX 4: MoU, M/D, Minutes of JCC (copy) (*)

ANNEX 5: Monitoring Sheet (copy) (*)

(Remarks: ANNEX 4 and 5 are internal reference only.)

ただし、以下の点に留意する事。

・業務完了報告書は、プロジェクト開始時点から作成時までの内容につき記述をする。

・Ⅱ. 1. 1-3 Activities (Planned and Actual) については、各年度の活動につき記述をする。活動詳細（活動内容、調査内容、結果、成果、課題、対処方法、教訓等含む）が明確にわかるように記述をすること。

(2) 技術協力成果品等

コンサルタントが直接作成する以下の資料を提出する。なお、提出にあたっては、プロジェクト事業進捗報告書（2号、4号、6号、8号）／完了報告書に添付して提出することとする。

- ① 能力強化の活動にかかる研修やセミナーの教材、発表資料、報告書
- ② BMA マスタープランの総合レビュー報告書

(3) コンサルタント業務従事月報

コンサルタントは、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の業務報告を作成し、共通仕様書第7条に規定されているコンサルタント業務従事月報に添付して、当機構に提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、当機構に報告するものとする。

- ① 今月の進捗、来月の計画、当面の課題
- ② 活動に関する写真
- ③ WBS
- ④ 業務フローチャート

【第3 業務実施上の条件】

1. 業務工程

2017年10月に開始し、60か月後の2022年10月の終了を目処とする。

2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

(1) 業務量の目途

業務量は以下を目途とする。

約 32.00 M/M

(2) 業務従事者の構成（案）

本業務には、以下に示す分野を担当する専門家の配置を想定するが、コンサルタントは、業務内容を考慮の上、適切な専門家の配置をプロポーザルにて提案することとする。

- ① 総括／気候変動対策（2号）
- ② 気候変動適応策（3号）
- ③ 運輸交通
- ④ 省エネルギー
- ⑤ 廃棄物・排水
- ⑥ 都市緑化
- ⑦ 業務調整／研修計画

3. 相手国の便宜供与

- (1) カウンターパートの配置
- (2) 事務所スペースの提供

4. 配布資料・参考資料

【配布資料】

- ・先方政府との合意文書 (R/D)
- ・先方から挙げられた優先事業候補

【公開資料】

- ・タイ国 バンコク都気候変動マスタープラン(2013-2023 年)作成・実施能力向上プロジェクト プロジェクト事業完了報告書(1)
(<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000025876.html>)
- ・タイ国 バンコク都気候変動マスタープラン(2013-2023 年)作成・実施能力向上プロジェクト プロジェクト事業完了報告書(2)
(<http://libopac.jica.go.jp/search/detail.do?rowIndex=3&method=detail&bibId=1000025877>)
- ・タイ国 バンコク都気候変動マスタープラン(2013-2023 年)実施能力強化プロジェクト 詳細計画策定調査報告書
(<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000030225.html>)
- ・タイ国 東南アジア地域気候変動緩和・適応能力強化プロジェクト プロジェクト事業完了報告書 本編
(<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000027013.html>)
- ・タイ国 東南アジア地域気候変動緩和・適応能力強化プロジェクト プロジェクト事業完了報告書 添付資料
(<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000027014.html>)

5. 業務用機材

業務遂行上必要な機材が有れば、プロポーザルの中で提案すること。また、これに要する費用は別見積りとする。

6. その他留意事項

(1) 複数年度契約

本業務においては、年度を跨る契約（複数年度契約）を締結することとし、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができることとする。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度ごとの精算は必要ない。

(2) 安全配慮事項

現地業務に先立ち、外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録する。現地作業期間中は安全管理に十分留意する。当地の治安状況については、各国大使館、JICA本部において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行い、安全管理基準を遵守する。また、常時連絡が取れる体制とし、特に地方部にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡をとるよう留意する。また、現地作業中にお

ける安全管理体制をプロポーザルに記載すること。

(3) 不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

(4) 部分払

本業務においては、契約期間が60か月の長期に及ぶため、プロジェクト業務進捗報告書（2号、4号、6号、8号）を中間成果品として、部分払を認めることとする。

以上